

令和2年第4回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（令和2年12月8日）

議事日程（第2号）……………17

日程第1 一般質問……………19

1. 山本 精 議員
2. 今西 利行 議員
3. 山内 実貴子 議員
4. 榎木 憲法 議員
5. 宇佐美 まり 議員
6. 森山 高広 議員
7. 馬場 哉 議員
8. 原田 周一 議員

令和2年第4回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年12月8日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 山本 精 議員
2. 今西 利行 議員
3. 山内 実貴子 議員
4. 榎木 憲法 議員
5. 宇佐美 まり 議員
6. 森山 高広 議員
7. 馬場 哉 議員
8. 原田 周一 議員

1. 出席議員

| | | | |
|-----|-----|--------|----|
| 議長 | 12番 | 谷口 整 | 議員 |
| 副議長 | 1番 | 浅田 晃弘 | 議員 |
| | 2番 | 原田 周一 | 議員 |
| | 3番 | 宇佐美 まり | 議員 |
| | 4番 | 山本 精 | 議員 |
| | 5番 | 山内 実貴子 | 議員 |
| | 6番 | 上野 雅央 | 議員 |
| | 7番 | 藤本 英樹 | 議員 |
| | 8番 | 森山 高広 | 議員 |
| | 9番 | 馬場 哉 | 議員 |
| | 10番 | 榎木 憲法 | 議員 |
| | 11番 | 今西 利行 | 議員 |

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のと

おりである。

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 西 | 谷 | 信 | 夫 | 君 | | | | | | | | |
| 副 | 町 | 長 | 山 | 下 | 康 | 之 | 君 | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 奥 | 村 | 博 | 已 | 君 | | | | | | | |
| 都 | 市 | 整 | 備 | 政 | 策 | 監 | | | | | | | | |
| 星 | 野 | 欽 | 也 | 君 | | | | | | | | | | |
| 総 | 務 | 担 | 当 | 理 | 事 | 奥 | 谷 | 明 | 君 | | | | | |
| 健 | 康 | 福 | 祉 | 担 | 当 | 理 | 事 | 黒 | 川 | 剛 | 君 | | | |
| 建 | 設 | 事 | 業 | 担 | 当 | 理 | 事 | 垣 | 内 | 清 | 文 | 君 | | |
| 代 | 理 | 兼 | 上 | 下 | 水 | 道 | 課 | 長 | | | | | | |
| 教 | 育 | 次 | 長 | 野 | 田 | 泰 | 生 | 君 | | | | | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 青 | 山 | 公 | 紀 | 君 | | | | | | |
| 企 | 画 | 財 | 政 | 課 | 長 | 村 | 山 | 和 | 弘 | 君 | | | | |
| 福 | 祉 | 課 | 長 | 廣 | 島 | 照 | 美 | 君 | | | | | | |
| 健 | 康 | 対 | 策 | 課 | 長 | 立 | 原 | 信 | 子 | 君 | | | | |
| 子 | 育 | て | 支 | 援 | 課 | 長 | 清 | 水 | 清 | 君 | | | | |
| 建 | 設 | 環 | 境 | 課 | 長 | 谷 | 出 | 智 | 君 | | | | | |
| ま | ち | づ | く | り | 推 | 進 | 課 | 長 | | | | | | |
| 事 | 務 | 代 | 理 | 兼 | ま | ち | づ | く | り | 下 | 岡 | 浩 | 喜 | 君 |
| 推 | 進 | 課 | 課 | 長 | 補 | 佐 | | | | | | | | |
| 産 | 業 | 観 | 光 | 課 | 長 | 木 | 原 | 浩 | 一 | 君 | | | | |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 岩 | 井 | 直 | 子 | 君 | | | | |

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 矢 | 野 | 里 | 志 | 君 |
| 庶 | 務 | 係 | 長 | 太 | 田 | 智 | 子 | 君 |

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（谷口 整） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告順に質問を許します。山本議員の一般質問を許します。山本議員。

○4番（山本 精） 皆さん、おはようございます。

最初に、新型コロナウイルス感染症が第3波を迎え、感染拡大が1波、2波に比べても大きくなり、1日2,000名を超えて広がっています。亡くなられた方は、昨日現在2,358人と増えています。亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、現在、入院し、闘っておられる皆さんの一日も早い回復を願っています。

依然として、本町では新型コロナウイルスの感染者が出ていない状況の中、職員の皆さんの感染拡大防止の対策に感謝をいたしますとともに、さらなる防止対策の推進をお願いいたします。また、住民の皆さんの自分の命を守る自粛への協力に敬意を表します。

それでは、通告に従い本議会の最初に、山本精が一般質問を行います。

9月の一般質問でも質問しましたが、今年の5月以来、岩山の小釜で、サンビレッジ近くで樹木伐採が行われています。ほぼ毎日、私も現場に行き監視をしていますが、もちろん伐採も行っているようですが、最近は毎日土砂の持ち込みを行っており、多くなっているように思います。現状の把握はどうなっていますか。ご答弁をお願いします。

○議長（谷口 整） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、山本議員のご質問にご答弁をさせていただきます。

樹木伐採につきましては、樹木の切り倒し作業は終了し、現場の木材集積場において、木材を搬出できるよう一定の長さに揃える作業が進められています。伐採箇所は急勾配の深い谷であることから、伐採樹木を集積場まで運搬する作業の効率化を図るため、土砂で仮設スロープを設置しています。

議員ご指摘の土砂の持ち込みにつきましては、仮設スロープに用いるためのもので、樹木の搬出作業が終了次第、仮設スロープを撤去するよう事業者への指導を行っていま

す。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 樹木の搬出作業が終了次第、仮設スロープのための土砂を撤去するように指導を行っているということですが、仮設スロープに使っている土砂、これ伐採地の外のほうに持ち出すということなのではないでしょうか。また、樹木搬出作業、いつ終わるのですか、伐採の延長届はいつまで出ていますか。

○議長（谷口 整） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 仮設スロープに利用している土砂は、伐採区域から搬出するよう指導を行っています。また、伐採期日を12月末まで延長する旨の変更届出書を提出されており、今月末までに樹木の搬出作業を終えるよう引き続き指導を行っていますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 今、12月中には搬出作業終わるようにしっかりと指導を行うとともに、現在持ち込んでいる土砂の持ち出しをさせるよう指導を強めるということ、本日にこれやってもらえるように申し上げまして、次の質問に移ります。

伐採現場の中には、古くから利用されていた町道が通っていますが、これは法定外公共物ではないのですか。法定外公共物だとすると、宇治田原町法定外公共物管理条例第4条で「法定外公共物において、その保全又は利用に支障のない範囲で次に掲げる行為（以下これらを「占用等」という。）をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない」とありますけれども、現地の業者は許可を受けているのですか。

○議長（谷口 整） 谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 当該地内の町道は、長年一般交通の利用がなかったことから、樹木等の繁茂が著しく、道路位置の判別、確定が困難な状況でございました。このため、やむを得ず伐採事業完了後、町道を確定した上で、事業者において所要の許可申請を行うようにしたものでございます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 道路位置の判別や確定が困難な状況であったとしても、町法定外公共物条例第3条では「何人も法定外公共物に関し、次に掲げる行為をしてはならない」、1項目に「みだりに法定外公共物を損傷する行為」、2項目に「法定外公共物に土石、竹木、ごみその他汚物を投棄し、又はたい積する行為」としています。

許可申請を行わずに町道に盛土を行ったり、破損を行っていることは、町法定外公共

物条例違反であります。違反状態にあることを認めて、伐採完了後、許可申請を行うなどはどうということなのでしょうか。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 先の答弁でもお答えしましたとおり、現状の町道は樹木が繁茂し、道路として機能しておらず、道路利用者の支障とはなっていないこと、また、今回事業者が行っている伐採は道路の管理面からいえば通行の支障となる樹木が撤去されるという側面もあることから、直ちに違反行為になるとは考えておりません。そもそも、申請等の前提となります道路位置が分からない現状でありますので、繰り返しますが、伐採事業完了後、町道を確認することとし、その後事業者において所要の許可申請を行うようにしたものでございます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 今もありましたけれども、法定外公共物の条例の違反状態にあるということで、今すぐにも行為差し止めを求めておきます。

次に、高校生のバス代補助について質問します。

今年8月から高校生の通学バス代補助が、課税世帯については全額から半額に減額されました。「コロナ禍で収入が減っている中で家計が厳しい。」「アルバイト代も減っている中で非常に困る。」等々で怒りが広がっています。元どおり全額に戻すべきではありませんか。

○議長（谷口 整） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 高校生の通学費にかかる補助事業は、本年度1学期につきましては、昨年度と同様の制度で実施をしており、2学期8月分から改正したところですので、現段階での見直しは予定しておりません。

なお、本年のコロナ禍におきましては、高校生も含め、子育て世帯への経済支援を多面的に取り組んでいるところですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） コロナ禍において経済支援を多面的に実施しているということですが、鉄軌道のない本町にとって、高校生バス代の負担は保護者にとって非常に重いものとなっています。そのことから、1993年に高校生通学バス代の補助制度がつくられ、3年前に課税制限はありますが、全額補助が実現しました。保護者の方には、大変喜ばれましたが、制度の後退に保護者の方は不満がいっぱいです。多くの方が納得されていません。子育て支援で、子育て世代に移住・定住してもらうためにも全額補助

は必要だと考えます。

また、バス代が高いために高校生になれば町内から転出される家族もおられるように聞いています。例えば、今年度はコロナ禍対策として全額補助をし、来年度からは復活をしてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（谷口 整） 野田教育次長。

○教育次長（野田泰生） 通学費の補助は事業として浸透し、保護者の方にも喜んでいただいていることは理解しております。しかしながら、町財政面を考慮する中、持続可能な補助事業とするため、以前にも申し上げましたとおり、苦渋の決断を踏まえて制度改正したところですので、現段階での見直しはございません。

なお、コロナ禍での支援事業は、先ほども申し上げましたように、別途取り組んでおりますので、ご理解賜りますようにどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 予算の関係でそういうふうになったということですが、財政が厳しいということですが、それならば使う場所が間違っているんじゃないでしょうか。

高校生通学バス代の全額補助は保護者の要望が本当に強い、そういうことから復活することを申し上げまして、私の一般質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて山本精議員の一般質問を終わります。

次に、今西利行議員の一般質問を許します。今西議員。

○11番（今西利行） 改めまして、皆さん、おはようございます。

今西利行です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初は、小中学校施設一体型についてです。

小中連携一貫教育については、ここ10年ほど前から教育委員会を中心に話し合われてきました。そして、3年前に小学校の統廃合、施設一体型小中学校とすることを決定されました。しかし、多くの住民にはきちんと知らされていませんでした。このような中、何度か町教委主催の説明会が開かれましたが、参加者の多くから問題点の指摘や疑問、反対の意見が出されました。

私自身、教員として、奥山田小学校、田原小学校、宇治田原小学校に21年間勤務させていただきました。現場で子どもたちと直接関わってきた経験を踏まえて、以下の質問をさせていただきます。

まず、通学問題について質問します。

小学校の施設が一体型になった場合、緑苑坂や銘城台、南地区の半数の子どもたちは、スクールバスではなく路線バスで通学させているとされていますが、登校だけでなく下校についても考えると、子どもにとってはもちろんのこと、保護者、教師にとってもかなりの負担となります。特に、1、2年生については、安全に乗車することができるのか。保護者からは、路線バスでの通学に対する不安の声が上がっております。

私自身、かつて宇治田原小学校で勤務していた際、当時、奥山田地区の児童数名でさえ、コミュニティバスで時刻どおり下校させるのに随分と苦勞いたしました。

今回、一体型になれば、約半数の200名以上の児童を、バスの時刻どおり下校させなければなりません。バスの運行時刻に追い回されて、子どもも教師もゆとりを持って過ごすことができなくなるのは目に見えております。また、警報等による緊急下校の対応も懸念されます。これらについて、どのように考えておられるのか答弁を求めます。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 通学の課題につきましては、クリエイイト会議の通学部会で協議を行っています。徒歩通学の魅力は、委員からもたくさんの意見が出る中で、バス通学のメリット・デメリットについても話し合っています。公共交通でのマナー、時間を守ることなど、近年の車社会で体験することが少なくなったことも、バス通学で学べることがございます。

班編成での通学体制はバス通学でも維持したいと考えておりますし、現在、各地域でお世話になっております見守り隊の方々にもご協力をいただきながら、安全な通学形態を確立したいと考えております。

ただ、ご指摘のとおり、緊急時の対応やバスの乗降時の対応など、細かな部分の確認、協議は今後、必要となりますので、児童が不安にならないよう配慮し、きめ細やかな指導、対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 細かなことは、今後の検討課題だと言われましたが、この登下校問題は子どもたちの安全だけでなく、教育活動そのものに与える影響が非常に大きいと思います。

子どもたちは、日々学習指導上の課題だけでなく、生活上の問題も起こします。終わりの会で生活上の問題をクラスで話し合う必要があっても、学習課題で少し残して指導したいと思っても、また、運動会や学習発表会などの学校行事で時間どおり進まなくても、バスの時刻が優先されることとなります。先ほども述べましたが、特に下校にあた

っては、200人もの児童を安全に時刻どおりにバスに乗車させなければならない現場の負担は、非常に大きいと考えております。そのほか、一般乗客とのトラブルや座れない子の安全対策、バスに乗り遅れた子どもの対応等々、様々な問題が山積しております。

私が住んでおります郷之口区では、中学生は自転車で通っておるにもかかわらず、小さい小学生は重いランドセルを背負って遠い道を歩いていくということになるろうかと思っております。

学校現場や子どもたちに、これほどの負担を強いることについて、教育委員会としてはどう考えるのか答弁を求めます。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） 学校生活における様々な場面を想定し、バス通学のデメリットばかりを挙げていただきましたが、まず、教育活動は優先されるべきであり、遅れる場合は次の便に乗るなどの対応は図れると考えております。

平日は、授業が終わった学年ごとでの乗車もしますし、先ほども答弁いたしました。公共交通を利用する際のマナーや心配りを身につけることは大切でございます。徒歩通学の距離は地域によって異なりますが、今も遠距離を歩いている子どもたちはいますし、荷物の対応につきましても行っているところでございます。

通学方法や方向が変わることで、慣れるまでの間は不安な点もあるかと思いますが、学校現場や子どもたちに負担を強いる内容には至らないと考えているところでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 学校現場や子どもたちに負担を強いる内容には至らないとのことですが、大変認識が甘いと言わざるを得ません。

私が、先ほどから言っていることは、私が宇治田原小学校で勤務したことからの経験であり、また、保護者の皆さんからお聞きしている不安の声であります。

公共交通を利用する際のマナーや心配りを身につけることの大切さを否定するものではありませんが、それはバス通学をする一部の子どもたちだけのことであり、逆にバス通学の子どもたちの体力面が危惧されます。また、1年生や2年生の子どもたちが本当に安全に乗車できるかなどの不安は、慣れてもずっと付きまといまいます。

様々な学校行事の際は、帰る時間もまちまちです。先ほども言いましたが、警報が出た際の緊急下校など、スクールバスを運行している他市町でさえ、非常に大変だと言われております。ましてや路線バスで柔軟な対応ができるとは思えません。教育委員会こ

そ、デメリットをデメリットと認めず、何とかなると考えているような先ほどの答弁は、非常に無責任だと考えますが、再度答弁を求めます。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） 先ほども申し上げましたが、バス通学のメリット・デメリットについては、先進地の話も聞きながら話し合い、検討を行っております。

デメリットについては、解決策をしっかり研究、協議することが大切であると考え、保護者からの不安の声に対しましても、地域のご協力を頂く中で安心・安全な通学形態を確立してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） メリットについては、先ほども指摘しましたが、公共交通利用のマナー等については、一部の子どものことであり、メリットとして挙げること自体、いかななものかと考えます。

デメリットの解決策については、これから考えるということではありますが、それをきちんと、まず示すことが必要であり、そのことを踏まえた上で施設をどうするか議論を進めていくのが筋であると考えます。

それでは、次の質問に移ります。次に、感染症対策について質問します。

教育委員会が、小中学校施設一体型を検討されていた時期は、コロナの問題はまだありませんでした。しかし、現在、コロナ禍の中、3密の回避が重要と考えますが、小中学校施設一体型によって子どもたちを1カ所に集めたり、満員の路線バスで通わせることはとても危険であると思います。特に、クリエイト会議の通学部会に出された資料によりますと、湯屋谷と緑苑坂の児童52名が臨時バス1台に乗ることになっておりますが、これらのことは感染症対策には逆行すると思えますが、いかがですか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） この度のコロナ禍におきましては、学校現場も工夫を凝らした感染症の安全対策を講じながら、日々、子どもたちが安心・安全な学校生活が送れるよう努めているところでございます。

感染症対策の1つとして、密を避けるということは重要なポイントです。施設一体型で人数が増えること、また、バス通学による狭い空間での密になることをご心配いただいていると思いますが、現在も学校施設における感染症対策や奥山田・湯屋谷地区のバス通学の対応は図っておりますので、今後もバス通学をはじめ、施設一体型の感染症対策をさらに研究した上で、進めていかなければならないと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 私が質問した施設一体型は、感染症対策に逆行するのではないかの答えにはなっておりません。

統合すれば全体の人数が増え、休憩時や全校で集まる場合、学校行事など、明らかに人数は増え、密になります。つまり、感染のリスクは高くなります。また、バス通学においては、密になり、一般の乗客との接触も考えられます。奥山田・湯屋谷地区で対応が図られているというのは、少人数だからであります。

密を避けることが重要なポイントであると言いながら、さらに密になるようなことをやろうとしているのが、施設一体型ではないでしょうか。どのような施設であっても、その施設に応じて感染症対策をとることは当然であります。施設一体型が感染症対策に逆行することは明らかであります。教育委員会は、まずそれをきちんと認めることが大事ではないですか。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） そもそも施設一体型と感染症対策を同じ位置付けで考えることではなく、施設一体型において感染症対策としてどのように対応するかが重要なことであり、施設一体型を否定することにはならないと考えております。

現在も学校と家庭が連携してしっかりとした対策を講じているからこそ、子どもたちが元気で過ごせているのであり、人数の多さそのものが問題ではなく、どのような対策を講じるかということが大切だと思います。実際に、奥山田・湯屋谷地区のバス通学も例年とは違う形で対応しております。そのときに必要なこと、今後必要になるであろうということの見通しを立て、対策に臨むことが大切だと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） どのような施設であっても、それに合わせて感染症対策をすることは当然必要であると考えます。しかし、コロナ禍の中で今、少人数学級がクローズアップされています。多人数では子どもたちの安全が守れないという教育学者や現場の声で国を動かし、萩生田文科大臣も30人学級の実現に意欲を示しています。つまり人数の多さそのものが問題となっているのであります。子どもたちの健康、安全を守ることは非常に重要であり、新しい生活様式が求められている中で、これから造ろうとしている施設一体型が感染症対策としてどうなのか、検証することが必要であるということ強く訴えたいと思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） 少人数学級につきましては、今年7月に全国知事会から緊急提言の1つとして要望され、文部科学大臣もコロナ禍での子どもたちの学びを保障するため、環境整備は必要とコメントされています。

この少人数学級は、子どもたちの身体的距離をどう確保するか、将来的には教室の面積基準を広くするのかという観点と認識するところですので、学校全体の人数の多さが問題となっているわけではなく、少人数学級が施設一体型を否定するものではありません。

施設一体型（隣接型）の施設計画をする中で、新しい生活様式など、また、今後の動向を踏まえ、国や京都府の指針を参考に、しっかりと感染症対策に努めてまいりたいと考えています。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 私は、コロナ禍の中、学校全体の人数が増えることを問題にしております。これは、明らかに感染症対策に逆行します。感染症対策を考えた場合、一つの学校に児童を集めるより、現在の田原小、宇治田原小に分散したほうがよいのは明らかであるということ指摘して、次の質問に移ります。

次に、義務教育学校について質問いたします。

今回、小中一貫校ではなく、義務教育学校とされています。義務教育学校は、文科省の学習指導要領に縛られず、9年間を通して一貫したカリキュラム編成ができること、教員は小中学校両方の免許が必要となることが特徴とされています。

学習指導要領に縛られず、町独自の魅力ある9年間のカリキュラムを作ることが求められていると思いますが、具体的にそれはどのようなものか、概略でいいのでお示し願いたい。

また、小中両方の免許が必要とされていますが、現在、町内の学校の教員で小中学校の免許を持つ人はどれくらいおられるのか。また、小中両方の免許を持つ教員の確保の見通しについてはどうなのか、お聞きいたします。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 学校教育法施行令第79条では、「義務教育学校の教育課程については、前期課程（1年から6年）に関しては小学校学習指導要領の規定を、後期課程（7年から9年）に関しては中学校学習指導要領の規定をそれぞれ準用するとともに、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする」となっております。

本町におきましては、基本的に小中学校の学習指導要領に即した内容について、9年間を見通した系統的な教育課程を編成し、より計画的かつ継続的な教育を施していきたいと考えております。

教員免許について、法律では、原則として小中学校両方の教員免許が必要となっておりますが、当面の間は小学校免許で前期課程、中学校免許で後期課程の指導が可能となっております。また、これまでから中学校免許があれば、所持している教科については小学校でも授業をすることができます。

今後は、長期的展望に立って、両方の免許を所持する教員を府の教育委員会、山城教育局と連携して確保していただくだけではなく、本町の学校で勤務を希望する教員が増えるような義務教育学校を地域の皆様と連携、協働しながらつくっていききたいと考えております。

なお、現在、維孝館中学校教員で小学校免許を所持している割合は31%、田原、宇治田原両小学校教員で中学校免許を所持している割合は58%となっております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） ただいまの説明では、基本的に小中学校の学習指導要領に即した内容で、9年間を通しての教育課程を編成するとありますが、宇治田原町独自の魅力あるカリキュラムについては、何ら示されませんでした。

義務教育学校については、一部の保護者の方から大いに期待するという声も聞いておりますが、今の説明では、これまでの一貫教育と何ら変わりがなく、期待する保護者を裏切ることになると思います。

教員についても、現在、中学校では3割程度しか両方の免許を持っている人がいないとのことですが、教員不足が叫ばれる中、小中両方の免許を所持した教員の確保ができるのか、非常に危惧するところです。

それでは、次の質問に移ります。次に、住民合意について質問します。

小中学校施設一体型については、先ほどの通学問題のほかにも、「いつの間に決まったのか。」「田原小も宇治田原小も、まだまだ校舎も体育館もプールも十分使えるのに、なくすのはもったいない。」「小学校は、災害時の広域避難場所になっている、大きな災害が起こったとき、どこに避難にすればいいのか。」などの声をお聞きします。

一体型の方向性が決定された教育委員会や総合教育会議の中では、当時の教育長も町長も、施設の在り方については住民の皆さんへの説明が一番大切であると述べられております。しかし、施設一体型については、教育上のメリット・デメリットや通学問題、

財政問題等、ほとんど住民に説明することもなく、住民的な議論もされない段階で既に決まったこととして進められております。住民や保護者に対する説明会においても、反対や危惧する声が多く出されましたが、既に決まったことであり、スケジュールどおりに進めていくとして、納得のいく説明はありませんでした。

このような中、町の未来を見つめるつどい実行委員会から、2つの小学校の統廃合による施設一体型の小中一貫計画は白紙に戻し、一からの議論を求める要望書が、1,300筆以上の賛同署名を添えて提出されています。そして現在1,700筆を超えると聞いております。このような状況で、住民合意が得られていると考えておられますか。答弁を求めます。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 小中一貫教育の推進につきましては、現在の子どもの状況や今後の見通しの中でご理解をいただいております、その効果を最大に引き出すための施設一体型につきましても、子どもたちにとって望ましい教育環境を整備するという教育的見地を中心に捉え、ご説明をさせていただく中では、小学校や就学前の保護者を中心にご理解を頂いていると認識しております。

施設一体型の方向性は、これまで時間をかけて熟議してきたところでございますが、たくさんのご意見や今回の要望書につきましては、真摯に受け止めております。

児童生徒に与える影響や教職員組織の課題、学校と地域との関係など、課題や整理すべき点につきましては、クリエイト会議をはじめ、関係者において協議・研修を行ってきたところです。

現在、コロナ禍で意見交流会や講演会など、皆さんと共に考える機会が設定できない状況でございますが、考え方や方向性をお示しし、ご意見を賜る、この積み重ねが重要であると認識しておりますので、今後もしもご説明できる場を設けまして、本町の子どもの育成について、共に考えてまいりたいと存じます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 小学校や就学前の保護者を中心に理解を頂いているとのことですが、一体何人の方に説明してこられたのか。小学校や保育所での説明会の参加者は、ごく少数でした。先の要望書には、小学校や就学前の保護者も多く賛同されております。

住民合意については、答弁がありませんでした。住民合意は得られているとは言えないということでしょうか。

たくさんのご意見や要望書については、真摯に受け止めるとされていますが、どのよう

に取り扱われたのか、また、今後どのように取り扱われるのかお聞きしたい。

さらに言えば、コロナ禍の中で、今年度クリエイト会議もほとんど開かれず、意見交流会も講演会もできず、議論が進んでいない中で、住民の合意を得ることなく、スケジュールどおり進められていられるのですか。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） 多くの保護者の方は、もっと先の見通しや明確な計画案の中での議論を必要とされていると思っております。

クラス替えができない学校生活を懸念されている保護者、また、どのような特色ある教育方針で学力や生きる力をつけていくのかなど、保護者が通わせたい、子どもが楽しいと思える学校づくりは、常に工夫と創造の繰り返しであると考えております。

将来の子どもたちに、より望ましい教育環境をつくり、より高い教育効果を得るため、施設一体型（隣接型）という方向性の合意形成は、これまでの経過の中で得られてきたと認識するところでございます。

今後、慎重なスケジュール管理を行う中で進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 先の見通しや明確な計画案がきちんと示されていない中で、議論もない中で進められていることが問題だと思います。住民の中からも、もっと詳しい具体案を基に議論を進めてほしい、施設一体型のメリット・デメリットもきちんと示してほしいという声が上がっております。

また、施設一体型の方向性についての合意形成が得られたとのことですが、何をもってそのように認識されているのでしょうか。たくさんの意見や要望書、真摯に受け止めるといいながら、合意形成が得られたということなのか、明確な答弁を求めます。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） 先ほどの答弁の繰り返しにもなりますが、将来の子どもたちに、より望ましい教育環境をつくり、より高い教育効果を得るため、総合的な判断といたしまして、施設一体型（隣接型）の方向性を決定したもので、それまで住民、保護者への説明会や意見交流会を行ってまいり、その中で合意形成は得られてきたと認識するところでございます。

○議長（谷口 整） 今西委員。

○11番（今西利行） つまり住民の声は聞かないということですね。この署名は、決し

て一体型反対の署名ではありません。一体型に賛成の方も決め方がおかしいということで署名された方もおられます。

かつて、奥山田小学校が宇治田原小学校に統廃合されたときは何年もかけて話し合わせ、区民の総意で最終、決められました。学校施設の在り方について検討された教育委員会や総合教育会議においても、保護者、住民への説明が一番大事だと、地域との懇談等を踏まえて決定すべきと結論付けされております。その結論どおりに、ここは一旦立ち止まって、十分、保護者・住民の意見を吸い上げる中で、各地域・区ごとの説明会も開催する中で、慎重に決めていくべきだということ強く申し上げて、小中施設一体型についての質問を終わります。

それでは、大きな2問目の質問として、交通安全についてお聞きします。

本町では、新名神や山手線等の道路整備が進んでおります。一方で、年々交通量が増え、特に朝夕、国道307号の渋滞はひどくなるばかりです。このような中、渋滞を回避しようと集落の生活道路を抜け道として通過する車も多くなっており、住民からは安全面を危惧する声をお聞きします。

そこで、町道荒木竜王線の安全対策について質問いたします。

南地区符作川沿いの町道荒木竜王線は、朝夕、工業団地の通勤車両を含む車が多数通過しています。先日、交通量の調査をいたしました。特に朝夕は1時間に南行きの車が約130台、バイク・自転車が約10台、北行きの車が約25台通行しました。当該道路は幅員が狭く、離合ができていくのですが、小中学生の通学路でもあり、高校生も自転車で通行しております。近隣の住民からは危険であり、何とかならないかとの声を聞いております。安全対策についてどのように考えられておられるのか、また、これまでの対応についてお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） 当該町道に対します安全対策につきましては、離合場所の確保や交通安全啓発看板の設置等の取り組みをこれまでからも実施しており、また、宇治田原工業団地管理組合には、企業にお勤めの従業員の方々が通勤や帰路の際に生活道路には侵入しないよう協力をお願いし、管理組合内の企業・事業者に対し、周知徹底を図っていただいております。

今後も、これら交通安全対策に引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 交通量調査をした際に、工業団地に勤務されている方の緑色のシールを貼った車両が何台もありました。周知徹底は図られていません。

先ほども言いましたが、近隣の住民の方からは幅員の狭いところへ車が突っ込んでくるので、困っているという声をお聞きしております。郷之口下町の生活道路の入り口に、工業団地管理組合により「工業団地関係車両進入禁止」と書かれた看板を設置していただいておりますが、非常に通り抜ける車が減ったと住民の方が喜んでおられます。当該場所にも看板の設置と、再度周知徹底を図るよう求めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 宇治田原工業団地管理組合には、通勤や帰路の際に生活道路には進入しないよう徹底するよう再度、協力をお願いしたところであり、今後も工業団地管理組合と連携する中で、交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） この問題は、決して工業団地の通勤車両だけの問題ではありませんが、地域住民の安全を守るために、ぜひともよろしく願いいたします。

最後に、町営住宅の維持管理について質問いたします。

荒木の町営住宅の中でも山際にある住宅では、秋になると住宅の近くまで張り出した大きな樹木のため、落ち葉が毎日のように住宅を覆います。当然、といにもたまり、雨が降ると水があふれ、壁に伝わります。また、山際であるため、ほぼ一日中太陽が当たらないので、壁には一面にカビが生えております。衛生上、とても良好な環境とはいえません。雨どいの掃除や壁のカビ除去など、町営住宅の維持管理についてどのように考えているのか質問いたします。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 町営住宅の維持管理において、建物及び設備機器等の大規模な修繕については、町が責任を持って対応するものと考えておりますが、町営住宅の募集案内にも明記していますとおり、簡易な施設修繕については入居者のご負担となります。

ご質問にある雨どいの掃除や壁のカビ除去などは、こうした簡易な施設修繕と同様に、日常の管理に属することから、基本的には入居者でのご対応をお願いしているところでございます。しかしながら、個々の事情もあることから、当該事案については入居者と

ご相談していきたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 簡易な施設修繕については、入居者の負担であることは理解できます。入居者は、室内や押し入れ等のカビの除去や1階の雨どいの掃除は定期的にされております。2階の雨どいが落ち葉で詰まり、雨水が落ちてくるのを防ぐために、トタンや傘を当て、手当てされているとのこと。しかし、2階のどいの掃除は高齢の入居者にはとても無理であると考えます。

この荒木の住宅については、山側の数軒の住宅だけが落ち葉により雨どいが詰まります。また、壁にカビが生えているのも北側の数軒だけです。他の住宅では起こらないことが、この数軒でのみ起きております。本件については、立地条件の問題であり、入居者が対応すべきことではないと考えます。

今回については入居者と相談するとのことですが、今後も、同様なことが起こると考えられます。きちんと町の責任で対応すべきと考えます。

そこで、提案ですが、壁面のカビについては防カビ剤の塗布、雨どいについては毎年掃除するのが大変なことから、落ち葉除けの雨どいネットを取り付けるなどの対策をしようかと思いますが、いかがですか。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 繰り返しになりますが、当該事案については簡易な施設修繕の類でございますので、今後についても、基本的には入居者でのご対応をお願いするところでございますが、個々の事情もあることから、壁面への防カビ剤の塗布や落ち葉除けネットの設置等、適切かどうかも含めまして入居者にご相談の上、検討していきたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 今後とも住民からの要望があれば適切に対応願いたいと思います。それが長寿命化につながると考えます。今後ともよろしく願いいたします。

以上、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて今西利行議員の一般質問を終わります。

続きまして、山内実貴子議員の一般質問を許します。山内議員。

○5番（山内実貴子） 皆さん、おはようございます。

山内実貴子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1件目は、情報発信についてお伺いいたします。

1つ目として、町の広報紙についてお伺いいたします。

宇治田原町には、広報紙「町民の窓」が毎月発行されております。歴代担当となった方々が、本当に一生懸命取り組んでくださっていることに敬意を表したいと思います。

この「町民の窓」には、住民の皆さんに知っていただきたい町の取り組みが満載されております。お手元に届くのは、一般新聞の購読世帯、また、配達希望として登録されている世帯には配達されてはいます。防災マップなどは、自治会を通じて各世帯に配布されてはいますが、自治会や区に所属せず、町の情報が届いていないという状況はないのでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 町広報紙につきましては、住民の皆様は町政への関心を持っていただけるよう、きめ細やかな情報提供と親しみのある紙面作りに努めているところでございます。また、広報紙の配布手段は新聞折り込みを主としていますが、未購読世帯の方にはご希望に応じてポスティングサービスを行っているほか、町ホームページではバックナンバーと併せて広報紙データを掲載するなど、情報の受け手のニーズに対応した様々な情報発信に取り組んでおります。

町が発行する他の広報物には、区・自治会に配布のご協力をいただいているものがございしますが、区・自治会に属していないなどの理由でお手元に届かない方には、窓口での配布やホームページへの内容の掲載についてご案内をしており、今後も必要な情報が確実に届くよう、これまで以上に周知を強めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 町の情報は、ホームページにも掲載されておりますが、「町民の窓」として発行されている広報紙であるならば、まずは全世帯に届くよう取り組むべきと考えます。

今、コロナ禍の中、感染予防への対策、また、生活を守るための様々な施策にと取り組んでいただいている中、こういった情報もしっかりと皆さんに届いているのか、いま一度確認していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 議員ご指摘のとおり、町が取り組む重要な施策や生活を守るための情報は、あまねく住民の皆様方に届けることが重要と認識いたしております。

一方で、広報紙の配布につきましては、人的体制や財政面に配慮する観点からも、安

価で迅速な配達が可能で新聞折り込みを中心とすることが現状に適した方法と考えておるところでございます。新聞未購読世帯の方々には、ポスティングサービスやホームページへの掲載など、また、独居高齢者や障がいをお持ちの方々には、ボランティアの皆さんのご協力による声の広報で紙面の内容をお届けするなど、多様な情報の受け取り方にも対応できるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） ご苦労があることは承知しておりますが、町の情報を住民の皆様確実に届けられるシステムづくりをと、さらに申し上げておきたいと思っております。

次に、掲示板の活用についてお伺いいたします。

町内には広報掲示板が70あると聞いております。それは、その地域に住んでおられる方々が、目にしやすい場所に設置されていると思っております。ぜひ、この掲示板を活用し、常に目に触れる形での情報発信が有効と考えますが、その活用状況についてお聞かせください。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 広報板につきましては、今、議員ご指摘のとおり、町内70カ所に設置しており、町及び関係機関等が住民の皆様々に周知または啓発するための文書を掲示するほか、各区・自治会におきましても、地元の行事等の周知に活用いただいております。

昨今のインターネット等の利用拡大によりまして、情報発信の即時性や効率性が求められており、広報手段の変化も進んでおりますが、地域と密接に関わる町事業など、内容に応じて広報板の有効活用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 先日、宇治田原町の公園に関するニュースが若者の間で話題になっていることを知りました。庁舎の横、子育て支援センターに隣接して設置される、今、造成中の防災公園を兼ねた都市公園のことでした。ただ、しっかりとした情報を入手して話題になっていたのかどうかは分かりません。それでも、遊歩道ができるのであれば、ぜひ歩きに行きたいと、楽しみにしておられる方の声も聞きました。ただ、以前からお伝えしているように、どのようになっていくのか、完成はいつなのか、確かな情報を知っていただくためにも、概要図などが入った案内看板の設置が必要なのではない

かと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 下岡まちづくり推進課長事務代理。

○まちづくり推進課長事務代理兼まちづくり推進課課長補佐（下岡浩喜） 現在、整備を行っております宇治田原中央公園については、町ホームページでイメージパースや基本計画を掲載するなど、情報発信に努めております。

先日、新聞報道の中で公園の開園時期が2021年3月と、本来の開園予定時期よりも2年早く、誤った内容となっております。このため、議員ご指摘のように、住民の皆様へ、より一層正確な情報をお伝えできるよう、公園の概要図や開園予定時期を含めた全体工事概要を役場庁舎1階のデジタルサイネージに掲載するとともに、公園工事の現場周辺に看板を早急に設置してまいります。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 案内看板を設置してくださるとのこと、今から開園することを楽しみにしておられる方も含め、住民の皆さんが心待ちにしてくださるようにと願います。

このように、目に見える取り組みが、住民の皆さんへの丁寧な情報提供であり、ワクワク感のある希望の見える取り組みだと思いますので、今後ともよろしく願います。

次に、防災用長距離スピーカーの活用についてお伺いいたします。

災害時の情報発信については、あらゆる取り組みを進めていただいておりますが、最近、長距離スピーカーの設置も整備が進み、全国一斉のJアラート訓練も定期的に行われつつあり、住民の方への認識も広まってきている様子がうかがわれます。

この長距離スピーカーを利用して、災害時はもちろん、緊急性のある情報を発信するツールとして活用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 防災用長距離スピーカーにつきましては、平成30年度から事業に着手し、先頃9月末に設置が完了した箇所を含めると計20カ所となり、ほぼ町内全域に整備することができたところでございます。

災害時にこだわることなく、緊急性のある情報の発信ツールとして活用すべきであるとのことご指摘につきましては、今年の春にも新型コロナウイルス感染症に対する注意喚起の際にもスピーカーを活用したところであり、即時性を持って広く住民の皆様にお知らせする必要がある情報につきましては、今後も多様な活用を努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 住民の皆さんがいち早く情報をキャッチできることが大切であり、そのためには、長距離スピーカーを活用し、日頃からの点検やその機会を利用しての訓練を行っていただきたいと思います。これは、できれば毎月第何曜日などと決め、行うべきと考えます。また、点検、訓練の結果・検証もしっかり行っていただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 防災用長距離スピーカーについて、日頃からの点検や訓練で利用すべきとの御意見でございますけれども、これまでからも国が実施するJアラートの試験を活用してスピーカーの動作確認は行っており、今年度では年明け2月17日の試験を含めると、計6回実施されることとなり、来年度も全ての試験に参加してまいりたいと考えております。

また、訓練でのスピーカー利用につきましては、今年度はコロナ禍の状況で自主防災会の防災訓練をはじめとする、あらゆる訓練が実施できていないところではございますが、訓練が実施できる状況となりましたら、自主防災会にご相談申し上げる中で、訓練でスピーカーをご活用いただくようお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

国が実施する全国一斉試験と防災訓練、これらの機会を活用し、今後も引き続き、スピーカーの動作確認・点検を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 長距離スピーカーの活用については、防災だけでなく、大切なお知らせなど、情報を発信するツールとして活用できれば、例えば、11月の町議会議員選挙が無投票になったことなどもスピーディーに発信できたのではないかと思います。

今後も、身近な発信源として、広報紙、掲示板、長距離スピーカーなど、最大限に利用し、スピーディーで丁寧な発信をと願います。また、様々な情報の受け取り方の周知について、今後も細やかな対応をお願いいたします。

次に、2件目、公共交通についてお伺いいたします。

新庁舎が完成し、この場所に役場機能が移転して4カ月余りが経ちました。連日、役場には住民の方が来庁しておられ、役場の前や駐車場では、地元の飲食店やコンビニ、事業所のご協力により、週替わりや月1でお弁当やパン、お菓子や野菜の販売があり、

銀行も出張サービスに来ていただくようになってきており、少しでも住民の方が活用していただき、利便性を感じていただければと思っております。

ただ、山手線や新名神の開通までには、もう少し年月が必要で、今のところ、役場へのアクセス道路は南北線1つしかありません。そして、役場は坂道が続き、行くのに大変との声が多く聞かれます。また、町営バスで行くと、帰りの時間が合わないとも言われております。

役場庁舎周辺の整備については、以前のご答弁で、「今後、住民の皆様にとって便利で、かつ交流の場としても活用していただけるようアクセス道路や公園などの整備を進め、シビック交流拠点として庁舎周辺をまちのランドマーク的な役割を担えるように」との展望もお聞きしました。

今また、新たな公共交通の導入も必要なのではと思います。役場への交通アクセスの現状について、そして今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 星野都市整備政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 本庁舎につきましては、本年7月27日に新しい住民交流の拠点として開庁いたしました。住民の皆様へのアクセス確保に向けては、様々な視点での検討を行った結果、利便性を重視し、町営バスのルート延伸、そして、全便の庁舎乗り入れとしたところでございます。

また、開庁にあたり、新しいダイヤやルートといったものを住民の皆様に分かりやすくお知らせするために、「バスの利用案内」や「ポケット版時刻表」を作成し、配布するとともに、役場開庁直後の8月5日及び先日11月27日には、地域子育て支援センターを利用する保護者・児童の皆様のご協力のもと、「バスに乗って新庁舎へ行こう」を合言葉に、町営バス車両のデコレーションイベントを開催するなど、様々な利用促進に努めているところでございます。

一方で、ご指摘のように、さらなるアクセス確保に向けたお声を頂戴しておりますことから、現在、地域住民、学識経験者、公共交通事業者等の皆様により構成いたします地域公共交通会議におきまして、利便性と公平性の高い新しい地域公共交通の方向性を検討しており、先般、町内1,200世帯を対象に「まちの公共交通に関するアンケート」を実施させていただいたところでございます。

今後は、このアンケート結果を踏まえつつ、地域公共交通会議での慎重な協議を行い、できる限り早い時期に、役場へのアクセス性向上を含めました町内の新しい公共交通体系を構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

す。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 公共交通については、地域公共交通会議において検討され、今後
も、アンケート結果を踏まえつつ、役場へのアクセスの向上を含めた町内の新しい公共
交通体系を構築するとのことをございました。

町営バスの大胆なルート見直しや新たな公共交通、例えば、最近、実証実験が近隣で
も行われました、自動運転車の導入なども視野に入れていただき、住民の方が利用しや
すく、また高齢者が免許を返納されても安心して利用できる交通網をお考えいただきた
いと思います。

庁舎周辺は、山手線、新名神の開通により、交通拠点としての役割も担っていただ
くと期待する上で、宇治田原町から京都市内へ、大阪へと自家用車がなくても直で行き来
できる、そういうシステムづくりも夢ではないと考えます。

以前、常任委員会での視察研修で三重県玉城町を訪問し、福祉バスに代わるオンデマ
ンドバスの活用を介護予防という観点でもうまく利用されている取り組みについてお話
をお伺いしました。ICTを利用してのこの取り組みは、そのシステムについて、しつ
こいまでの粘り強さで説明会や自治会などとの話し合いにより、周知・広報をされた
と聞きました。

宇治田原町でも、今後構築されていく新たな公共交通について、熱い思いを持ち、取
り組みを進めていただくことをご期待いたしまして、この定例会での質問を終わらせて
いただきます。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて山内実貴子議員の一般質問を終わります。

次に、榎木憲法議員の一般質問を許します。榎木議員。

○10番（榎木憲法） 通告に従いまして榎木憲法が質問いたします。

今回は、新人議員として初めての質問をさせていただきますので、よろしくお願
いいたします。

まず、1件目は、令和3年度の予算編成についてお伺いします。

令和2年度においては、各種事業の中で最大の取り組みとして新庁舎が完成しまし
たが、財政的にはますます厳しさを増す中で、想像もしていなかった新型コロナウイルス
症の発生で、今や世界中に蔓延している状況です。幸いにも、本町には、まだ感染者は
発生していませんが、本町における事業執行状況にも大きな影響を与えていると思われ
ます。

令和3年度においては新型コロナウイルスの収束が見通せない中、大型事業をはじめ、インフラ整備、人口減少対策、長寿社会への構築、環境問題など、課題が山積みする中で、令和3年度の予算編成に当たり、基本的な考え方及び重点施策についてご所見をお伺いします。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、榎木議員のご質問、令和3年度の予算編成についてご答弁を申し上げます。

令和2年度は、私の2期目の総仕上げとして、最重要三本柱「都市計画道路宇治田原線山手線の整備」「役場新庁舎建設事業」「人口減少対策と移住・定住対策」につつまして、重点的に取り組んでまいりました。

特に、役場新庁舎につつましては、7月27日に供用を開始し、新しいまちづくりの一步を踏み出したところでございます。また、都市計画道路宇治田原山手線につつましても、京都府との連携を図りながら整備を行っているところでございますが、西脇知事より、新庁舎から工業団地までの未着手区間につつまして切れ目なく事業着手に向けた準備を進めるとの大変力強い後押しを頂いたところでございます。引き続き、宇治田原山手線及び関連する幹線道路の整備、また、都市公園の整備等について推進を図っていくことが、人口減少対策、また、企業立地、移住・定住と結び合い、ひいては「好きやねん うじたわら」と、誰もが言っていただけのまちづくりにつながるものと考えておるところでございます。

こうした中で、私の2期目任期満了まで、あと2カ月となった今、来年度の予算編成について、明確にお答えできる段階ではございませんが、これから令和3年度予算編成作業を本格化させるにあたり、既に予算編成方針を各課に通知をしておりますことから、本町の課題を中心に申し上げますと、新型コロナウイルスの流行など、予測不能な社会経済情勢の変化に対応が求められる中、優先順位に基づいた事業の取捨選択と、将来を見据えた持続可能な行財政基盤を構築するための取り組みを徹底していく必要があると考えておるところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 榎木議員。

○10番（榎木憲法） もう少し具体的なお話をお聞きしたかったのですが、答弁の中に「任期満了まで2カ月となった今、来年度の予算編成については明確にお答えする段階ではございません」とのことでしたので、時期的なことを考慮されての答弁と理解、判断いたします。

ただ、答弁の中にありました本町の課題として、新型コロナウイルス禍の中、1つに、優先順位に基づいた事業の取捨選択と、2つ目に、持続可能な行財政基盤の構築とありましたが、この内容が来年度、どう反映されていくのか注視し、この質問を終わらせていただきます。

次に、2件目ですが、宇治田原山手線の進捗状況と今後の見通しについてお伺いします。

宇治田原山手線については、先ほど、西谷町長が述べられましたが、町長が提唱されている最重要三本柱の中で一丁目一番地に挙げられ、従前からご尽力を頂いていますことを大変ありがたい思いを持っております。

私も今回、町議会議員選挙に立候補させていただいたのも、山手線を少しでも前進させるために、強い思いを持っているものでございます。

宇治田原山手線が最初に計画されたのは平成初期であったとお聞きしていますが、それから約30年経過した中では、平成26年にやっと住民会議が発足し、それ以降、府への要請活動をはじめ諸活動に取り組み、現在の姿を構築してきたと伺っています。

最終的には、早期全線開通を目指した取り組みの中で、私が聞いている内容では山手北線を含め、総距離約7キロの中で既に供用開始されているところが約2.7キロ、南地区から新市街地まで町施工分を含めた約1.4キロ、これは令和3年度の完成と聞いています。緑苑坂から大津市までの山手北線1.2キロは新名神の工事用道路としてネクスコ西日本が現在、工事を行っています。

残されたのは新市街地から国道307号までの約1.7キロであります。先般、府議会において西脇知事も事業着手に向け、前向きな姿勢を示していただいたとお聞きしています。

全線開通に向けて、今後より一層、町と府が連携を密にして事業着手に結び付けていただきたいと思います。現状どのような状況にあるのか、また、全線開通の時期についてもお伺いします。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 都市計画道路宇治田原山手線の整備に関しましては、私の政策における一丁目一番地、最も重要な課題として取り組んでまいりましたが、この思いを共有していただけることを大変心強く思っております。

現在、国道307号は、朝夕の通勤時は恒常的に渋滞し、災害にも脆弱なことから、ひとたび災害が発生すれば、町内にとどまらず周辺市町にも甚大な影響を与えかねない

状況です。住民の皆様の安心・安全を守るとともに、新名神高速道路の整備効果をまちづくりにつなげ、まちづくりの新たな軸となり、町の経済活性化を図るため、一日でも早く宇治田原山手線の全線整備が必要と考えておるところでございます。

宇治田原山手線の現状についてですが、南バイパスから新市街地までの1.4キロ区間は、京都府と本町とが連携し整備を進めており、10月末時点で約6割の用地取得が完了するとともに、昨年度の南バイパスから犬打川に至る仮設道路工事に引き続き、本年度から本格的な工事に着手することとしておりまして、既に犬打川橋梁の下部工、町道1の8号線跨道橋の下部工、新庁舎前の道路築造工事に着手したところであり、今後の予定も含め、全体で5工区の工事に着手する予定です。

また、宇治田原山手北線につきましては、緑苑坂から大津市との境までの1.2キロメートルの整備区間において、既に用地取得が完了し、アスファルト舗装と道路付属物を除く道路築造工事が概成している状況です。今後、新名神高速道路の工事用道路として利用され、新名神高速道路の全線開通に合わせて、令和5年度に完成する予定でございます。

残る新市街地から宇治田原工業団地までの未整備区間1.7キロ区間につきましては、去る9月の府議会の一般質問において、西脇知事から切れ目なく整備を進めることの必要性和京都府において事業着手に向けた事業評価のための調査を来年度に行う旨の非常に力強い答弁を頂戴したところでございます。

具体的な時期や整備方法につきましては、検討途上でございますが、来年度に京都府で実施される事業評価において、全線開通の目処につきましても示されるものと考えております。

今後とも、宇治田原山手線並びに北線の全線早期開通に向け、さらに京都府との連携を強化し、事業を推進してまいりますので、ご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 榎木議員。

○10番（榎木憲法） ただいまの答弁の中で、南バイパスから新市街地までの区間につきましては、令和3年度の完成とお聞きしていますが、ただいまの答弁の中で、10月末時点での用地取得率が6割とのことでしたが、コロナ禍ではありますが、さらに事業推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

2つ目に、私が一番気になっていました、全線開通時期の見通しについては、新市街

地から工業団地間の現状を含め、来年度の京都府の事業評価において示されるとのこと
でございましたので、今後さらに京都府との連携を強化され、一日でも早い全線開通に
向け、推進していただくことをお願いします。

以上で、私、榎木の質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口 整） これにて榎木憲法議員の一般質問を終わります。

次に、宇佐美まり議員の一般質問を許します。宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 改めまして、おはようございます。

通告に従い、宇佐美まりが一般質問をさせていただきます。

早速ですが、「防災の日」9月1日を含む防災資料展の展示期間中の取り組みについ
てお尋ねいたします。

9月1日には、防災における最新の情報収集の方法や非常持ち出し品のリストアップ、
過去の史実等を掲載した両面一枚物の役場だよりを全戸配布したり、文化センターにて
過去の水災害の写真や当時の記事等の展示、防災に関するパンフレットの設置がしてあ
りましたが、果たして、この期間中にどのぐらいの人数の方が資料展に来場されたのか
疑問に思っています。

私は、今年の9月2日午後1時半から5時まで、資料展に日本防災士機構の防災士証
を首から提げて待機しておりましたが、全くどなたもおいでになりませんでした。その
ため、別の用事で文化センターに来場されていた方に資料展へ来てくださるよう積極的
な声掛けをいたしました。またその際に、展示内容や各種パンフレットの説明を併せて
させていただきました。

全戸配布の役場だよりや誰も待機していない資料展だけでは、災害に対する啓発、防
災の高い意識付けには弱い印象が否めません。担当課が常駐できないのであれば、本町
には防災士資格取得に対する補助制度により、資格取得の防災士が私を除いて23名い
らっしゃいます。例えば、交代制で資料展に待機し、専門的な分野から対応するなどの
工夫をする必要があると考えます。

行政として実施する「防災の日」の取り組み、資料展会場における実施内容を今後ど
のようにお考えでしょうか、お答えしていただきたいと思います。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 防災資料展については、昭和28年の南山城水害をはじめとす
る過去の災害を風化させないこと、住民の皆様の防災意識の啓発と防災の知識普及を目
的に、9月の「防災の日」「防災週間」に合わせて毎年実施しているもので、今年度に

においては、防災士のご協力を得る中で、南山城水害についての役場だよりも発行したところでございます。

資料展に人を常駐させ、会場である総合文化センターの来場者にお声掛けをしてはどうかのご意見につきましては、今年度の資料展では議員自らが防災士としてご協力いただき、非常に感謝しておるところでございます。

しかしながら、町の担当者を期間中常駐させることについては、役場の人員体制を踏まえますと困難な部分もあり、町としては、まずは資料展の周知啓発に、より力を入れてまいりたいと考えております。

また、防災士が交代で資料展に待機してはどうかのご提案につきましては、防災士各位に意見を聞くなど、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） ありがとうございます。

次に、本町は当時、田原村・宇治田原村だった昭和28年南山城水害の甚大な被害に見舞われた過去があります。南山城水害で被災された方の生の声を紙面では表せない形で映像に残し、肌で感じた史実を語っていただくことは、大変貴重なことであり、再度起こりうるであろう災害に対して、とても重要なことだと思います。

さらに、災害から命を守る危機感の向上につなげることを目的とした具体的な方法なども考えられます。例えば、被災者の声を保存したものを活用し、京都市民防災センターで行われているCGやアニメなどのように、映像でリアルに伝える活動にもつながる可能性を含め、被災者の方が語り部となる防災の集いの実施に向け、町民・防災士・行政の取り組みが、自助・共助・公助の役割分担として機能し、全国各地域での水災害は決して対岸の火事ではなく、過去同様の甚大な被害に備え、災害の発生は防げなくても、いざというときに被害を少なくして、どうやって命を守るのか、日頃から家族や近所、身近な人で話し合う防災に関する意識改革につながるきっかけになるかと思っています。防災の集いの実施等について、必要性があるかないかを含めて、本町が担う町民への意識改革をどう考えるのか、今後の方向性についてお答えいただきたく思います。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 本町に未曾有の惨事をもたらした南山城水害から約70年が経過し、その当時のことを知っておられる方々も少なくなっているかと存じます。

被災者の生の声を映像にとのご提案につきましては、過去の体験や経験を記録に残し

ておくことは、災害の風化を防ぐことから非常に有意義なものであると考えております。その記録媒体をどうするかは別といたしまして、まずは被災者の体験や経験を記録する、その取り組みにご賛同・ご協力いただける方々を見つけることが重要であると認識いたしております。

また、ご提案いただきました住民の皆様の防災意識を改革するための防災の集いの実施でございますけれども、本町といたしましても、防災意識醸成の重要性を踏まえる中、各種防災啓発、また防災訓練など、あらゆる機会を通じて防災意識の醸成・意識改革に引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） ありがとうございます。

南山城水害での被災者の体験や経験を記録することは、とても大切なことであると認識しています。同時に、約70年前に起こった災害であることを考えれば、一刻も早く取り組まなければ、被災者の高齢化は進むばかりです。

そこで、提案なのですが、広報紙「町民の窓」に趣旨を説明した内容を来月から載せ、複数号にわたって掲載する中で募集をかけていただくことは可能でしょうか。もちろん、私のほうでも可能な限り後世へとつなぐ語り部となる方へ直接声を掛けるなどの努力を惜しみません。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 先ほどもご答弁申し上げましたが、過去の体験や経験を記録に残し、語り継ぐことは、災害の風化を防ぐことから非常に有意義なことであるとと考えております。

しかしながら、水害から70年近くが経過し、体験者も高齢化されていることを考慮いたしますと、語り部を広く募集するというよりは、個別にお願いしていくことが賢明ではないかと存じます。そのためには、行政側の努力はもちろんでございますけれども、議員からお申し出いただいたようにお力添えも賜れば非常にありがたく存じますので、今後ともご支援いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） ありがとうございます。

災害の風化を防ぐことから、被災者の体験や経験を後世に引き継ぐことは大切だと思います。引き続き、広報紙での呼びかけを要望するとともに、個別での依頼も含めて

取り組んでいきたいと思えます。

次に、コロナ禍での避難所運営についてお尋ねいたします。

避難所での安全確保のために行う健康状態のチェック方法や発熱者など、体調不良の方の避難の仕方についてお聞かせ願えますか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） コロナ禍における避難所の安全対策、感染症対策につきましては、本年6月に策定しました「新型コロナウイルス感染症等への対応を踏まえた避難所運営マニュアル」に基づき実施することとなります。

避難所の受付時には、避難者の体温を計測するとともに、体調の確認を行い、体調不良者は一般の避難スペースとは別の専用スペースへ避難いただくこととなります。また、一般の避難スペースにつきましても、手洗いや咳エチケットなど、基本的な感染症対策を徹底し、体育館アリーナなどの避難スペースを広く使うことや避難世帯ごとにパーティションを設置するなど、感染リスクをできる限り回避した避難所運営に努めることとしております。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） ありがとうございます。

本町が行う具体的な避難所での対策を確認できたことを受け、今後は感染対策を踏まえた複合的な防災訓練が必要であることも確認いたしました。

次に、自然災害における地域の危険性についてお伺いいたします。

今後起こり得る豪雨の可能性を鑑みると、例えば、令和2年の7月豪雨は線状降水帯が原因だと思います。本町での令和元年度改訂版のハザードマップは、線状降水帯が何時間も停滞することを予測した浸水の深さと避難行動の目安になっていますか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 昨年度に改訂しました本町防災マップにつきましては、京都府が公表した洪水浸水想定区域図に基づくものであり、その想定降雨量は田原川流域では時間雨量128ミリ、24時間総雨量316ミリとなっております。したがって、本町防災マップにつきましても、この想定降雨量に基づき作成しておるところでございます。

また、避難行動などの目安となる浸水の深さは田原川において定められており、観測水位1.4メートルで避難準備・高齢者等避難開始、1.7メートルで避難勧告の目安となっております。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） ありがとうございます。

令和2年の7月豪雨のみならず、「線状降水帯」という言葉は、2014年8月の広島県での大雨以降使われるようになり、頻繁に発生しています。線状降水帯は同じ場所で停滞し、何時間も百数十ミリの雨量が続くことが考えられます。

令和元年度改訂版のハザードマップは、川の近辺にだけ危険区域があつて、逆に安心感をもたらせるものになっているようにも見えます。また、本町にはため池も多く、昭和28年の南山城水害では、降り続いた雨により、ため池が決壊したことが大きく起因していると思います。

また、現時点でも郷之口向井では竹藪が崩れており、豪雨により田原川を堰き止めてしまうことも十分想定範囲内ではありますが、自然災害における地域の危険性についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 本町の防災マップは、従来から河川の洪水浸水想定区域だけでなく、土砂災害のハザードエリアも掲載した豪雨災害における総合的なハザードマップとなっており、昨年度の改訂では、これまで田原川だけであつた洪水浸水想定区域について他の府管理河川も掲載することができ、雨量想定も含め、最新のハザード情報を掲載したものとなっております。

これは、河川やため池に加え、山林や急傾斜地が多い中、山裾や谷あいには民家等が点在し、土砂災害も非常に危惧されるという、本町の地域特性における自然災害の危険性を表したものになっていると考えます。

また、議員ご指摘の田原川下流域については、河川の両岸が急傾斜地で、土砂崩れ等が発生すればダム化する恐れがありますことから、以前より京都府に対し、府道両法面の地形・地質・転石等の周辺状況調査を要望しているところでございます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） ありがとうございます。

最後に、避難行動要支援者についての質問をさせていただきます。

本町における避難行動要支援者のリストに挙がっている方が、実際に大雨や地震等で避難が必要になったとき、本町が担う役割として、一人一人に対しての避難計画がどの程度進んでいるのか、具体的には誰が誰（避難行動要支援者）を助けに行くのかなど、救助の具体的な計画等が必要だと思えます。

全国的に今後、超高齢化社会を迎える中で、本町が担う役割分担として、地域で自主的に住民同士が助け合う共助の自主防災組織や、防災・減災に努める防災士と災害対策の基本である自助と住民の生命・安全を図る取り組みはとても大切だと考えます。

しかし、停滞していると思えるこの時期だからこそ、最大の任務である公助がそれぞれの役割に対してしっかり機能しているのかを常に精査し、積極的に働きかけることこそが、住民の防災意識を向上させる本町が担う役割だと思っています。避難行動要支援者について、具体的な救助計画をどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 避難行動要支援者の方の具体的な救助計画とその進み具合ですが、町といたしましては、避難行動要支援者お一人お一人それぞれの具体的な計画といたしまして、避難支援者や支援に必要な器具等をあらかじめ取りまとめておく個別計画の策定を進めているところでございます。

個別計画は、現在のところ23人の方に対しまして策定できている状況であり、今後におきましても、自主防災会や地域の方々のお力をお借りする中で、一人でも多くの方の計画を策定できるよう取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

また、公助の重要性に対するご意見を頂いたところですが、もちろんその認識を強く持っておりますものの、大規模災害が発生した際には、自助・共助・公助の連携が不可欠でありますことから、引き続き、防災訓練をはじめとする様々な機会を通じ、自助・共助の必要性・重要性を説明してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） ありがとうございます。

避難行動要支援者の方の具体的な救助計画についても、町のほうで個別計画の策定を進めているようで、ありがたく思います。

現時点で本町では避難行動要支援者が150人おられると聞いておりますので、今後も共助の分野で、自主防災会や地域の方々のお力を結集して、少しでも早くまとめられるよう努力しなければなりません。京都府南部地域豪雨災害も深夜に起こっています。高齢者が多い本町では、早めの初動体制の確立や迅速な連絡系統を徹底することで、災害も最小限に抑えられると思います。

しかし、現時点での自主防災会の年齢も相当高齢化が進んでおり、共助や近助として、地域で住民相互の助け合いが機能するような組織づくり（各地域の消防団やボランティア

アの方を巻き込んだ形)と意識向上を啓発し、組織化・活発化を図る取り組みが必要になってくると思います。

また、自助として水や食料などを最低3日分、個別に備蓄するなど、防災グッズを玄関先に準備するなどの必要性を周知徹底させる等の啓発も必要と考えています。

以上をもちまして、宇佐美まりの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長(谷口 整) これにて宇佐美まり議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

○議長(谷口 整) 休憩前に引き続き会議を一般質問を再開いたします。

森山高広議員の一般質問を許します。森山議員。

○8番(森山高広) それでは、通告に従い、森山高広が一般質問を行います。

まず、1件目、InstagramやYouTube等での町の情報発信について、1回目の質問を行います。

現在、宇治田原町では、情報発信の手段として、観光ポータルサイト「うじたわらいく」や町のホームページなどがあり、冊子の配布もあります。それ自体はもちろいしいことですが、スマートフォン全盛の時代になったとともに、動画系ではYouTube、ソーシャルネットワーキングサービス系ではInstagram、フェイスブック、ツイッター、ハンアウト、テレグラム、フコンタクテなどのアプリは大人気となっており、ウェブサイトからではなく、アプリから情報を得る機会もかなり多くなっており、重要な情報発信かつ情報収集の手段となっております。

宇治田原町でもハッシュタグのプロモーションをされているようですが、情報発信としては受け身だし、弱いです。近年、特に若者にYouTuberが大人気になっていることはご存じのことだと思います。そういった若いターゲット層にもアピールするために、若いユーザーが多いと言われているYouTubeやInstagramを活用して宇治田原町でもYouTuberデビューやインスタデビューをしたらいかがでしょうか。工夫次第では、すごい効果を上げることも可能ですし、導入するのが遅いほど効果が薄くなるので、できるだけ早く活用されたほうがよいと思いますが、どうお考えですか。

○議長(谷口 整) 青山課長。

○総務課長(青山公紀) ソーシャルメディアや動画の活用は、本町への関心を喚起する

有用な手段であり、観光情報においては既にフェイスブックやユーチューブを用いた情報発信を行っております。

また、若年層、特に20歳代から40歳代をターゲットにした新たなPR動画の配信等も現在検討を進めており、「日本緑地発祥の地」である本町の魅力と地域資源を活かした情報発信を移住・定住や観光交流の促進につなげてまいりたいと考えております。

一方で、こうしたメディアの活用には、自治体への信頼を損なうことがないように、厳重な情報管理やモラルの徹底が必要であることから、新たな発信手段の導入については慎重に検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） 初めに、宇治田原町のユーチューブですが、以前に何度か見たことがあり知っています。活用されていると言われましたが、現実を見てみると、残念ながら人気がなく、放置状態になっていますね。活用していると言われるのなら、ユーチューバーのような面白い番組を作る、つまりユーチューバーデビューをしないといけないのでは。もちろん、現状では動画編集や面白い動画の作成はハードルが相当高いのを理解しています。

そこで代わりに、ユーチューバーがどんなことをして努力をしているか、どういう番組が受けるか等を研究してみたいかですか。そうすれば、現時点で何が足りないか、なぜユーチューブを活用できていないかということが分かるのではないのでしょうか。

20歳から40歳対象に動画を計画中とありましたが、そういった視点があれば、少し良くなるのではと思います。あと、苦手な部分を補うために、ユーチューバーとコラボしてつくるのも良いのではないのでしょうか。ただ、真面目に作っても、面白くなければ最後まで見てもらえず意味がないですから。

ほかにも、例えばの話ですが、住民の健康向上を目的に、健康ユーチューバーのなかやまきんに君とかとコラボしたら効果的だと思います。

フェイスブックのほうは、若い人がほぼ使い使わないということで、今回確認していませんでした。フェイスブックで情報発信されているのは良いことじゃないですか。厳重な情報管理やモラルの徹底が必要であるのはもちろんですが、現在フェイスブックで配信できているのであれば、フェイスブックの子会社であるインスタグラムでも問題なくできるのではないのでしょうか。しかも、フェイスブックとインスタグラムには両方向同じ記事を投稿する機能もありますし、特に問題があるとは思いませんが、どうなんでし

ようか。

ちなみに、日本の自治体でInstagramにて公式チャンネルを持っているのは約440、ついでにツイッターが約800とのことです。現在、日本ではツイッターのほうが人気が高いので、ツイッターのほうが多いと思われます。成功しているかどうかは別として、京都府では、久御山町、京丹波町、向日市などがInstagramを使用され、大山崎町、精華町、京田辺市などがツイッターを使用されています。いろいろな成功例、失敗があるので、研究してみたいかですか。

宇治田原の良さを知ってもらったり、移住・定住者を増やしたり、町の魅力の再認識・発見とシビックプライドの醸成とかすばらしい目標だと思います。ぜひとも成功していただきたいので、幅広い層に対して、良い情報発信をしていただきたいです。それには、今の情報発信に加えて、Instagramの活用とユーチューバーデビューまたはユーチューバー的考えの導入が必要だと思います。ついでに、ふるさと納税も増えるかもしれません。それとも、本当に今のままで良いとお考えなのでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） SNSを活用した情報発信につきましては、各自治体の取り組み事例を参考に、コンテンツ制作や運用上の課題などについて研究を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） この件につきましては、引き続き、私も研究していきたいと思います。

次に、宇治田原町でのコロナウイルスの現状についてを質問させていただきます。

ここ数週間のコロナウイルスの急拡大の中、宇治田原町にも近づいてきている感じがしますが、どうなのでしょう。また、宇治田原町の現在の状況、宇治田原の方でPCR検査を何人受けたのか、抗体検査、例えば、ランダムサンプリング等を行われたりしたのかについてお願いします。

○議長（谷口 整） 立原健康対策課長。

○健康対策課長（立原信子） 新型コロナウイルスは、東京などの大都市部だけでなく、全国で感染が広がっており、11月以降、感染拡大のペースが速く、感染の第3波とも言われるようになっています。京都府では、11月17日に49人の新規感染者を確認して、特別警戒基準に達しており、感染拡大を防ぐために、府民・事業者等へ改めて感染防止対策が要請されました。

本町におきましては、住民の皆様の徹底した感染防止の取り組みにより、これまで感染者の確認はされておりませんが、全国や京都府内の状況を見ますと、感染のリスクは例外なく高まっており、警戒を強めなければならないと考えております。

なお、新型コロナウイルスの感染が疑われる人などに対し、行政検査として行われるPCR検査につきましては、京都府が実施人数を把握し、府内全体の実施人数が公表されておりますが、市町村ごとの人数は公表されておられません。また、ランダムサンプリング等による抗体検査につきましては、京都府では実施されておらず、現時点で実施の予定はないところです。

新型コロナウイルスは誰もが、いつ感染してもおかしくない状況となっております。PCR検査の実施状況はもとより、今後町内で感染者が発生してしまった場合においても、差別的な言動・行動につながらないように、人権への配慮が非常に重要であると考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

本町におきましては、住民の皆様の命と健康、日々の暮らしを守るため、今後もしっかりと対策を講じてまいりますので、引き続き、密閉・密集・密接の3密を避け、マスクの着用、手洗い、消毒の徹底等により、感染しない、感染させない取り組みにご協力をお願いいたします。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） それでは、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて森山高広議員の一般質問を終わります。

次に、馬場哉議員の一般質問を許します。馬場議員。

○9番（馬場 哉） それでは、馬場哉が通告に従い一般質問を行います。

今回は、大きなテーマとして公共施設について考えてみたいと思います。

まず、旧庁舎跡地でございますが、7月に新庁舎に移転後、荒木にある旧役場庁舎と跡地については、建物を解体後更地にして売却との報告を議会でも受けているところですが、来年令和3年度に実施する予定の事業の見通しについてどうなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（谷口 整） 村山企画財政課長。

○企画財政課長（村山和弘） ご答弁申し上げます。

旧役場庁舎につきましては、令和2年第3回9月定例会の全員協議会におきましてご説明申し上げましたとおり、解体し、売却する旨、方向性を示させていただいたところ

でございます。

今年度につきましては、専門的な支援を受けながら入札準備を行い、令和3年度早々に実施設計の入札を実施、その後、解体工事を発注してまいりたいと考えているところでございます。

売却方法につきましては、競争入札方式、また、プロポーザル方式、総合評価方式のいずれの方式により売却するのかを、まずは庁内での議論を深め、具体的な方向性が出た段階で、その方向性につきまして、議会、また地元へもお示ししたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○9番（馬場 哉） 公有資産を売却する際は、最高値で入札に応じた先に売却する競争入札方法が一般的だと考えるが、そうすると、売却後の使用について地元住民の意向に反する使用をされることがなくもないです。他の入札方法として、地元の意向もある程度反映させるやり方に、使用目的を限定した入札やプロポーザル方式の入札方法を採用する自治体があると聞きます。それについて具体的にどのようなものかお示しをしていただきたいと思います。

○議長（谷口 整） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） ご答弁申し上げます。

公有土地の売却につきましては、一般競争入札により、できる限り高い価格で売り払い、成果を還元していくのが原則ではありますが、まちづくりの観点での活用が必要な土地につきましては、条件を付けた売払い方式を採用することによりまして、総合的な観点で最も公共の福祉に資する売却等を行う必要がございます。

価格競争のみによって契約相手方を選定する競争入札方式が適さないと認められる場合におきまして、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から契約相手方を選定する方式として、プロポーザル方式と総合評価方式がございます。

プロポーザル方式は、契約の性質または目的上、質を追求する必要がある場合の企画競争であり、随意契約によるものでございます。一方、総合評価方式は、価格及び質が総合的に優れたものを追求する必要がある場合の一般価格競争であり、競争入札によるものでございます。

今、申し上げましたように、このプロポーザル方式と総合評価方式は、公有土地の規模や所在地等から、その後の利用方法によって周辺地域へ及ぼす影響が大きいと思われる場合等に対応するものでございまして、旧庁舎跡地につきましては、規模、いわゆる

面積や形状的になじまない可能性もあり、今後しっかりと研究、議論をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○9番（馬場 哉） ただいま答弁ありました、プロポーザル方式と総合評価方式の入札については理解をしました。更地にした後、その一部について新たに行政で何かを整備することは、財政的にも余裕がなく難しいのではないかと考えます。地元荒木区だけでなく、跡地に近い郷之口・贅田地域との協議を進めながら、プロポーザル方式または総合評価方式を採用するのがいいのではないかと考えます。

先ほど、来年度早々に撤去実施計画を行い、工事発注をするとの答弁がございました。以前より議会からは、新庁舎建設と跡地をどうするのかを同時並行で進めるように指摘しているところです。売却方法については、今からでも地元協議を進め、撤去工事と並行して入札方式の結論、その成果が出せるようにスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

さて、その他の公共施設について公共施設等総合管理計画を参照しながら、今後の施設の在り方について中長期的にプランを考えると、役場移転が終了した後は、老人福祉センターやすらぎ荘の更新が喫緊の課題であります。センターについては、新たに土地を購入し、施設を建て替える財政的な余裕はなく、施設の複合化を考えることが有効であろうと思います。

両小学校の大規模改修年の時期も来ており、小学校の施設一体化が今後の町の施設管理全般にとってキーポイントとなると考え、知恵を絞って、そのビジョンを示しながら議論をすることが重要なのではないのでしょうか。

そこで、町の将来の姿を私なりに考えると、この間、議会からも指摘があるように、入居待機者がおられる特別養護老人ホームは、小学校の校舎と土地を利用させていただくことで、特養誘致への行政支援と相殺でき、そこに高齢者福祉センターも併設、移転できればなおよいと考えます。小学校の体育館は、保育所の室内運動場として活用します。校舎の一部は、学童保育施設として使うことも可能ではないのでしょうか。規模が大き過ぎる学校給食調理場においても、小中一体化の中で併設することで、効果的で経済性のある運営が可能です。これらの施設の複合化等で空いた土地は売却をすることで、財政負担の軽減にも寄与することと考えます。

人口減少社会に向かう中で、土木インフラを含む公共施設等の更新、維持管理が将来の課題であることは日本全国、本町も同じであり、ビジョンを持って少しずつ前に進む

ことが重要で、先ほども申し上げましたように、将来のまちづくりにとって学校施設一体化はキーポイントであると思います。

その点を踏まえて、次に、その小中一体化について、方向性を決めた後の進捗について質問をしたいと思います。

午前中の質問の中の答弁でもございましたが、本年度進めた会議等の報告と次年度に実施することについて、再度お聞きをしたいと思います。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 昨年度は、立ち上げをいたしました維孝館学園クリエイト会議において、全体会と3つの専門部会での協議や先進地2校の視察など、委員の皆さんの熱心な取り組みにより、今後の方向性やたたき台となる案をお決めいただいたところ です。

本年度は、その協議を受けて、保護者や住民の皆さんにご意見等を賜り、さらに協議を深め、次年度には教育・建設・地域といった、より専門的に協議を行う体制を整えていく予定をしておりました。

しかしながら、今回のコロナ禍で、人が集い、協議を重ねる場が制約され、スケジュールは遅れている状況です。ただ、制約された中でもできることから進めていこうと、9月からは、クリエイト開議役員会、11月には全体会での研修・意見交流や地域・広報部会の開催など、活動を再開したところ です。

また、PTA連絡協議会の出前講座においても、現在の学校の様子や課題などをお話しし、ご意見を頂いたところ です。

丁寧な説明と意見聴取に努め、学校、保護者、地域、そして、行政が共に学校をつくり上げていく姿勢を基本に、コロナ感染状況やワクチンの開発状況、また、景気・経済動向についても十分熟慮する中で、次年度は本年度のスケジュールの調整を慎重に行いながら、教職員や行政関係課の協議を中心に進めるとともに、クリエイト会議の委員につきましては、一部体制を変え、引き続き、課題の協議や研修に取り組んでいただく予定としております。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○9番（馬場 哉） 現状の取り組みについては理解をしました。

以前に頂いたスケジュールでは、来年度については一体化の準備室を立ち上げるとなっております。義務教育学校が、育てたい子どもたちの将来像に向かって、どのような教育プログラムを実施するのか、人間性を養っていくためのカリキュラムはどのようなも

のか、この辺りが具体的に議論され、まだ広報されていないように考えます。

次年度の準備室の立ち上げについて、専門家にお世話になるのか、職員を配置するのか、スケジュールにある来年度設置予定の準備室についてはどのようなものなのでしょうか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 小中一貫の取り組みは、教育方針、また施設など、個別に検討するものではなく、それらが密接的につながっていますことから、一定の方向性のもと、専門的かつ総合的に進めていく必要があります。

本来ですと、その計画を進める体制においては、次年度より取り組んでいくということで考えておりましたが、先ほどの答弁のとおり、スケジュールが遅れておりますので、まずは、教職員や行政関係者の会議におきまして十分調整した上で、必要な時期に、必要な準備体制が取れるよう連携を図ってまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○9番（馬場 哉） コロナ禍で従来のスケジュールが遅れているのは理解をいたしました。小中の一体化については、教育委員会が教育的観点では一体が望ましいと結論を出しており、それを受けて、新しい学園でどのようなカリキュラムを行うのがよいのか、夢を語り、議論する保護者のネットワークもあります。

先ほど申し上げましたとおり、将来の総合的な施設管理のキーポイントに小中一体化はなること、また財政面からもビジョンと説明が大切であります。

従前より当局は、子どもの教育的投資は惜しまないとしており、ボールは町長部局にあると申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて馬場哉議員の一般質問を終わります。

続きまして、原田周一議員の一般質問を許します。原田議員。

○2番（原田周一） 令和2年第4回での一般質問も私で最後になりました。大変お疲れやと思いますけれども、ひとつよろしくお願いいたします。

ちょっとしゃべりにくいのでマスクを外させていただきます。

2番、原田周一が通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1問目は、保険者機能強化推進交付金の取り組みについてであります。

平成29年度の介護保険法改正により、保険者機能強化推進交付金制度を創設し、平成30年度から自治体への交付が開始されました。令和元年度は予算200億円で、市

町村分として、そのうち190億円程度が充てられ、令和2年度予算では新たに介護保険保険者努力支援交付金が追加され、倍額の400億円の交付との話も聞いており、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取り組みを支援し、一層推進することを趣旨していることを踏まえ、各保険者においては交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防などに必要な取り組みを進めていくことが重要との活用方法が示されております。

交付の条件として、認知症予防、要介護度の維持、改善などに向けた取り組みを積極的に行った実績を数値化して評価・決定するものとしております。

今年度の令和2年度は、まだ機能途中でございますけれども、令和元年度、令和2年度のそれぞれの交付額及び取り組み内容についてお伺いいたします。

○議長（谷口 整） 廣島福祉課長。

○福祉課長（廣島照美） 令和元年度保険者機能強化推進交付金交付決定額については74万2,000円、令和2年度は104万7,000円となっております。

本交付金に加え、令和2年度は介護予防、健康づくりに資する取り組みについての評価を重視し、ダブルカウントする形で交付金の額が決定する介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。交付決定額は105万9,000円となっており、取り組み内容につきましては、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議や認知症支援での連携体制、また、介護予防事業における通いの場への参加促進のためのアウトリーチの実施、行政内での他部門との連携、生活習慣病対策と連携した取り組みや社会福祉協議会など、地域の多様な主体との連携等に対し、交付されています。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） それでは、ただいまの質問に対して2回目、お尋ねいたします。

評価指標の達成状況に応じて、先ほどお答え頂いた金額が保険者機能強化交付金として交付されておりますが、介護保険事業特別会計に充当されることになっており、先ほど述べたとおり、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取り組みを進めていくことが重要とされております。

本町では、「元気はつらつ」「おやじエクササイズ」など、他町村に先駆けて実施してこられ、かなり先進的・積極的な取り組みに対し、住民の方々、また近隣市町からも評価されていることはご承知のとおりであります。過去には、半官半民のリハビリ施設の設置をしてはとの提案もしてきました。

今回、保険者機能の発揮・向上としての取り組み内容に「リハビリ職等と連携して効

果的な介護予防を実施」との記述があります。介護予防の場において、リハビリテーション専門職などが関与する仕組みを設けて実施との項目がありますが、本町での現状、具体的な内容はこういったものをお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 廣島課長。

○福祉課長（廣島照美） 議員ご指摘のとおり、本交付金に係る評価指針には、介護予防の場にリハビリテーション専門職が関与する仕組みに係る項目があり、配点されています。

今年度、新規事業として町トレーニングセンターのトレーニングマシンを活用した介護予防事業を実施することとしており、リハビリテーション専門職による自立支援の観点からの器具の効果的な使い方や健康運動指導士によるストレッチなどにより、継続して取り組めるよう指導し、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、生活の質の向上を目指すよう事業実施する予定でございます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） これからも進んでいく高齢化の中で、予防には、介護予防、病気の予防があり、大変大事な施策になっていくと思います。介護予防に関しては介護保険、生活習慣病に関しては医療保険で取り扱われます。

平成31年4月の経済財政諮問会議に提出された資料によれば、高齢者一人一人に対して、心身の多様な課題（フレイルなど）に対応したきめ細かな保険事業を行うため、市町村における保険事業と介護事業の一体的な推進。また、介護予防に関して保険者へのインセンティブ措置の強化の推進。認知症施策は、共生を重視・推進しているが、今後、予防の視点を加え、通いの広場の拡充や予防に資するエビデンスの収集のための研究開発を支援と明記されております。

例えば、先ほどのフレイル対策を医療保険で実施する部分においても、介護保険と後期高齢者保険のように、75歳以上と以下では保険の種類が変わってくるというような難しい問題も出てきます。

幸いにも、今回の新庁舎移転後は担当部署が近接しているため、保険事業と介護予防を一体的に実施することも以前に比べ、風通しが良くなったと感じています。

この制度は、一部自治体では使いにくい制度であることも耳にしておりますが、今後の高齢化社会を考えると、このような制度を利用して、専門職の機能訓練指導員や理学療法士が、地域の通いの広場に出かけて行って、健康指導員との連携による介護予防の実施が必要と思いますが、いかがでしょうか。認知症の予防につながり、また、フレ

イル対策になると思いますが、当局のお考えをお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 黒川健康福祉担当理事。

○健康福祉担当理事（黒川 剛） 今年度新たに実施するトレーニングマシンを活用した介護予防事業を進めるにあたり、京都府リハビリテーション支援センターや山城北圏域地域リハビリテーション支援センター、健康運動指導士と連携し、効果的な事業実施に向け、意見交換を行ってまいりました。

その中で、介護予防をきっかけに普段の健康づくりにつなげる仕組みづくり等についても意見交換しており、来年度以降も以前からの健康運動指導士による介護予防事業に加え、継続的に医療専門職である理学療法士等が関与することで、介護予防の機能強化を図り、高齢者の方がいつまでも元気で生き生きとした生活が送れるよう、支援してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 現在、国のほうでは75歳以上の医療費に関して、窓口負担を引き上げる制度改革をめぐる議論が山場を迎えています。

高齢者は、収入が年金などに限られています。近隣の八幡市では、新型コロナウイルスにおける健康被害アンケートを実施され、外出抑制で運動不足による肥満・筋力低下・肩凝り・腰痛などのほか、生活習慣病の悪化・認知機能の低下など、病気の重症化・介護鬱などの増大といった分析結果が報告されています。

また、コロナ禍で自粛後、本年5月調査（自粛2カ月後）では12.6%が、7月調査（自粛5カ月後）では27.7%の人が物忘れが気になるようになったと答えています。これは、自粛による運動不足と社会制限による認知機能の低下ではないのでしょうか。

高齢者も窓口負担が増えれば、医者に行く回数も制限され、ますます運動機能が制限されることが予測されます。

町当局のより一層の支援をお願いいたしまして、この質問を終えたいと思います。

次に、2問目、文化財の現状と課題ということについてお聞きいたします。

本町の文化財保護条例では、文化財とは、歴史上または芸術価値の高いもの並びに考古資料及び学術上価値の高い歴史資料の（有形文化財）演劇・音楽・工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上または芸術上価値の高い（無形文化財）その他の民族文化財・史跡・名勝・天然記念物など規定されております。

私は、2015年6月議会におきまして、本町の古文書の収集について質問させてい

いただきました。

本町ゆかりのある大変貴重な文化財といたしますか、歴史的な資料、あるいは作品などが全国に散逸してしまう危機感からでありました。収集、あるいは収蔵庫に保管の資料などについてデータベース化、公開については様々な問題から行っていないとの答弁でした。

また、歴史・文化の継承は大切であると認識していると、当時の教育長は答弁されております。

今回は少し観点を変えてお聞きしたいと思います。

学校教育の中でも、歴史や文化を学ぶということで取り組んでいるところが多いと思います。本町でも当然取り組まれていると思います。地域のことを学ぼうということで、歴史や文化に触れるような活動をするのは、郷土愛を育む意味で大変有効ではと考えます。そうしたことで地元の歴史などに興味を持ち、そういった子どもたちがいろいろ散策するとかにつながるのではと考えますが、いかがでしょうか。

教育資材としての活用ということで、現状、文化財の活用についてはどういった形を取られているのかお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 本町の育てたい子ども像の1つに「誇りを持ってふるさとを語れる人」を掲げています。これにより、各学校では、本町の文化や伝統行事、地場産業など、学年によって社会科、生活科や総合的な学習の時間の中で系統的に学び、様々な場所に出かけ、体験を積んでいます。

例えば、例年、田原小学校の2年生は「田原祭り（三社祭り）」の見学に行き、地元の方から祭りの歴史を聞き、神輿に乗せていただく経験をします。その子たちが大きくなり、今度は神輿の担ぎ手となって祭りを盛り上げてくれます。

宇治田原小学校では、奥山田地区の「ねりこみ囃子」を地元「ねりこみばやし保存会」の方々から手ほどきを受け、8月の本番には、小中学生も参加し、一緒に打ち鳴らします。

本町の基幹産業であるお茶に関しても、永谷宗円翁の学習、宗円生家の見学、お茶の作業工程から、おいしいお茶の入れ方や茶道に至るまでを学びます。

このように、多くの方のご支援、ご協力を頂き、本町の誇りとなる文化的価値のある伝統行事や産業に中学卒業まで身近に触れることができるのは、本町ならではの。

現在、小学校の社会科副読本「わたしたちの宇治田原町」の改訂版の作成に取り組ん

であります。この副読本を初めて手にする子どもたちに、また、町の指定文化財である両小学校の校門を毎日くぐり登校する子どもたちに、ふるさと宇治田原の良さをたくさん知ってほしいと考えています。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 先ほど、教育の観点からお聞きしましたが、観光資材としての活用といった面ではどうでしょうか。

観光という視点からは、どういった活用がなされているか。本町では、担当課が様々なパンフレットをはじめ、広報のツールとして発刊されています。私自身も過去、伊賀越えのハイキングツアーに参加したことがあります。当時、観光ボランティアガイドの方から分かりやすく説明を受けた記憶があります。

現在、観光ボランティアの方は、本町には何名程度おられるのか。また、後継者の育成はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 文化財は長い時間の中で継承されてきた地域特有のものであり、次代に引き継いでいく大切な歴史的資産であります。

ご承知のとおり、湯屋谷地域の茶畑や茶問屋の町並み、永谷宗円生家を含む南山城地域の関係文化財が「日本茶800年の歴史散歩」として、平成27年に日本遺産に認定されました。現在、京都府を中心に「宇治茶生産の景観」として世界文化遺産登録を目指しているところであり、議員ご指摘のとおり、文化財の保存から観光資源としての活用へと、その流れが進んでいる状況であります。

そのような中、本町では、観光ボランティアガイド「宇治田原いいとこ案内人の会」の皆様にご活動をいただいております。案内人の会は、平成20年4月に設立され、13年の長きにわたり、本町を訪れる観光客の方々に、まちの魅力や伝統・文化のすばらしさや観光拠点の見どころについて、豊富な知識からご説明を頂いているところです。

現在、会員数は8名で活動され、毎月定例会を開催し、町史や関係資料を通じて「日本緑茶発祥の地」の勉強をするなど、自己研鑽に努められているとともに、観光客に響く説明方法などの研究を進められています。

案内人の会も設立から年月も経過し、高齢化も進んできている中、文化祭で取り組み等のパネル展示を通じて、地域住民の方々に活動に対する理解を広げ、興味・関心を持っていただく中で、新規会員の募集を行い、会として次代を担う後継者の育成に鋭意取り組まれております。

○議長（谷口 整） 原田委員。

○2番（原田周一） 今後、新名神の開通、また、307号線のバイパス工事の完了など、交通アクセスが良くなり、観光という面では大きく様変わりすると思います。

文化財の発掘・保護などに力点を置く施策が今こそ必要と考えますが、いかがでしょうか。

先ほどの教育資材としての活用、観光資材としての活用の両面から勘案すれば、資料の作成なども配布対象により変わってくるのではと思います。

子どもたちには歴史や文化に触れるような活動を通じて郷土愛を育み、ふるさと宇治田原への定着、そして先人から受け継いだ文化遺産の継承につながるようになるのではと思いますが、いかがでしょうか。

また、副町長におかれては、本町で生まれ育ち、今日に至るまで役場で仕事され、最も町内事情に精通しているのではと思っております。文化財に対する教育、また観光面から見た保護ということに関して見解をお聞きしたいと思えます。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、原田議員の質問に対しまして、私のほうから答弁を申し上げます。

私が生まれ育った岩山地区にも、岩本城跡、雙栗天神社の奥の院、また、かやの木の太木など、数多くの歴史的遺産があります。

子どもの頃は、この豊かな自然と歴史的風土の中を日が暮れるまで走り回っていたように思います。歴史的な価値など分からない年齢であっても、周囲の大人たちから様々な言い伝えを聞き、皆が大切に守り続ける意思がつながっていることを感じたものです。

文化財は、その土地に息づき、先人たちが絶やすことなく受け継いできた、その地の歴史そのものであると思います。私たちから、現在、学校で学んでいる子どもたちへと、その大切さを伝えることはもちろん、宇治田原町にお見えになる方々にも本町の奥深さをお知りいただきたいと考えます。

先ほど、担当課より教育的視点と観光振興の視点からご答弁をいたしました。今後も引き続き、文化財等の保護と活用の観点から、まちづくりにおいても重要な位置付けとして考えてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 先ほど大変重要やということで、認識しているという答えでしたが、私も先人たちが築いた文化財の維持、継承については、移住・定住の面でも大事な施策と考えております。今ちょうど予算措置の段階やと思いますので、こういった面でも予算をつけていただいて、できる限り移住・定住の促進につなげていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（谷口 整） これにて原田周一議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定をいたしました。

次回は12月17日午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。

本日はお疲れさまでした。

散 会 午後 1時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 浅 田 晃 弘

署 名 議 員 今 西 利 行